

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたします

美 里 町

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」に基づき、地方公共団体では、健全化判断比率と資金不足比率を算定した後、監査委員による審査を付して議会に報告するとともに、住民へ公表することが義務づけられています。

1. 健全化判断比率

(単位: %)

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	赤字額なし	赤字額なし	7.5	-
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

◎早期健全化基準以上になると財政健全化計画の作成等が義務付けられています。また、財政再生基準以上になると財政再生計画の作成等が義務付けられています。

2. 資金不足比率

(単位: %)

特別会計の名称	水道事業会計	下水道事業会計
令和5年度	不足額なし	不足額なし
経営健全化基準	20.00	20.00

◎経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の作成等が義務付けられています。

・実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合

・連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合

・実質公債比率

一般会計等における公債費や公営企業の公債費に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの標準財政規模に対する割合

・将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき公営企業・一部事務組合等も含めた実質的な負債の標準財政規模に対する割合

・資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合

※標準財政規模・・・地方公共団体の規模に応じた標準的な収入